

第四章 一意匠一出願

1. 一意匠一出願の審査	2
1.1 一物品	3
1.2 外観.....	3
2. 審査における注意事項.....	4

第四章 一意匠一出願

意匠の出願は、1つの意匠毎に出願を提出しなければならない。各意匠出願案件における明細書及び図面に開示された単一の外観は、単一の物品に応用される。これがいわゆる一意匠一出願である。

即ち、一意匠に2つ以上の外観が開示され、又は一意匠に2つ以上の物品が指定されている場合は、原則として1つの出願案件に合併して出願してはならない。しかしながら、意匠の外観に変化が生じ意匠の一部に属する場合（本章では、以下「変化外観を有する意匠」という）は、依然として一意匠一出願を満たすと見なすため、一意匠をもって出願を提出することができる。また、2つ以上の物品について、同一類別に属し、習慣上、組物の物品として販売又は使用される場合（本章では、以下「組物意匠」という）も、一意匠をもって出願を提出することができる。変化外観を有する意匠又は組物意匠をもって出願を提出した場合は、権利行使上、それを1つの全体の意匠と見なして権利を行使することしかできず、単一又はそのうちの複数の外観、若しくは単一又はそのうちの複数の物品について単独で権利を行使してはならない。本章では、主に専利法第129条第1項の一意匠一出願関連の基準について説明するが、組物意匠の規定の詳細については、本編第十章を参照されたい。

一意匠一出願は、出願人、公衆及び専利主務官庁の利便を考量し、社会公衆の利益に直接損害を与えていない。従って、専利法第129条第1項における一意匠一出願又は第2項における組物意匠の規定に違反した場合は、無効審判請求（挙発）の理由とはならない。

1. 一意匠一出願の審査

一意匠一出願とは、一つの意匠出願案件が、単一外観が単一物品に応用されることのみについて出願が提出されることを指す。

一意匠一出願の審査は、明細書及び図面に開示された物品の外観について審査し、一物品に違反し、若しくは一物品とは見なされず、若しくは一外観に違反し、若しくは一外観と見なされない場合は、出願者に対して明細書及び図面を補正するよう若しくは分割出願するよう通知しなければならず、又は専利法第129

条第 2 項の規定に符合する場合は、組物意匠に補正し、組物意匠の明細書及び図面に開示された方法に基づき出願を提出することができる（詳細は本編第十章を参照）。

1.1 一物品

一物品とは、独立した意匠創作対象が、特定用途を達成するために特定機能を有するものを指す。しかしながら、物品の構成ユニットが当該特定用途に併せて使用される必要性を有する場合は、当該構成ユニットの組み合わせを一物品と見なすことができる。例えば時計ベルト及び時計本体、ペンキャップ及びペン本体、ボトルキャップ及びボトル、コップ及びコップ蓋、電話機本体及び受話器、衣服隠しボタン等、組合せ関係を有する物品、また、対となる靴、対となる靴下、ペアとなる手袋等、左右一対の関係を有する物品、また、セットとなる将棋、セットとなるトランプ等、セットとなる意匠関係を有する物品は、いずれも複数の構成ユニットからなり、特定用途が構成される。各構成ユニットの間に当該特定用途に併せて使用される必要性があるため、各ユニットからなる全体を一物品と見なし、一意匠一出願の規定を満たすことができる。

1.2 外観

一外観とは、専利出願に係る意匠が特定の形状、模様、色彩又はその組み合わせを有する創作であることを指す。通常、一意匠は、1つの特定外観のみを有するが、それ自体の特性により変化外観を有する意匠である場合、例えば物品の材料特性、機能調整又は使用状態の変化により、当該意匠の外観に視覚上の変化が生じたことによってその外観が唯一のものではなくなる場合、このような外観変化が意匠の一部に属し、かつ当該意匠の所属する分野において通常知識を有する者がその意匠内容を理解することができるため、認知上、一外観と見なすべきである。例えば、折り畳み椅子、鋏、変形ロボット玩具等の物品は、使用時に外観的に複数の規則的变化が生じるが、このような外観の変化は意匠の一部に属するため、認知上、一外観と見なすべきであり、1つの全体のデザインを一出願案件と見なして意匠を出願することができる。

意匠の外観は、立体輪郭形状、表面装飾模様又は色彩を問わず、物品に応用することで全体の意匠が構成されなければならない、特に形状、模様又は色彩を区別する必要はない。審査時には、明細書及び図面に開示された物品の全体外観を専

利出願に係る意匠と認定すべきであり、その形状、模様及び色彩は、応用される物品から独立させてはならない。

2. 審査における注意事項

(1) 一意匠一出願を審査する場合、明細書の意匠の名称及び図面に開示された専利出願に係る意匠が一物品又は一外観の規定に違反するか否かを審査するほか、明細書のその他の文字内容に意匠の名称とは異なる物品、若しくは図面とは異なる外観説明が含まれているか否かをも審査する必要がある、一意匠一出願に違反したことによって専利出願に係る意匠に不明確な事情がある場合は、必要に応じて審査意見通知書をもって理由を明記し、出願人に対して期限までに分割出願又は明細書若しくは図面の補正を行うよう通知しなければならない、組物意匠の規定を満たす場合は、組物意匠として補正することもできる。期限までに応答、分割出願又は補正を行わなかった場合は、一意匠一出願の規定に違反したことを理由に拒絶すべきである。

(2) 審査時に、専利出願に係る意匠が一意匠一出願に違反し、かつ専利出願に係る意匠に専利要件を満たさない状況がある場合は、審査意見通知書をもって理由を併せて明記し、出願人に通知しなければならない。